

センターだより

第3号 令和元年12月5日

小松島市青少年健全育成センター

<冬休みをむかえるにあたって>



もうすぐ冬休みですね。冬休みには、クリスマスやお正月等々、たくさん楽しいイベントが待っていますね。しかし、心に緩みも生まれて問題行動や事故が発生しやすい時期でもあります。

この機会に一年を振り返って新年に向かって新たな目標を立てましょう。

特に、4月からは生活が大きく変わる人もいると思うので、4月以降の自分自身の姿をイメージしてみるのもよいでしょう。きっと楽しく創造的な目標が立てられるのではないのでしょうか。

これからますます寒さが厳しくなってきます。皆さんは勉強やスポーツに励んでいることとは思

いますが、インフルエンザ等にかからないよう体力づくりはもとより、手洗いやうがい、防寒に努めましょう。そして、始業式にはみんなで元気に登校できるようにしましょう。

<SNSとの正しいつきあい方>

SNSとは、『Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)』の略でインターネットを介して人と交流できるスマホやパソコン用のサービスの総称です。近年、SNSが原因で起こったトラブルや犯罪が後を絶ちません。

その主なものには、

① 誹謗中傷・脅迫行為・いじめ

LINEやTwitterなどの利用でこのようなことに発展することがあります。顔が見えないSNSの場だからこそ注意が必要です。

② 性犯罪被害・ストーカー被害

Twitterや出会い系サイトがその温床となっています。インターネットの世界に一度アップしてしまった情報は完全に消し去ることは困難です。

③ 空き巣被害

SNSへの投稿で自宅の位置情報がネット上に拡散されるケースで、留守



にしている情報が伝わって被害にあっています。

④ アカウムの乗っ取り・不当請求

不審なサイトからパスワードの開示を要求され、実際に開示してしまったことで、SNSのアカウントが乗っ取られたり、不当請求の被害にあったりします。

⑤ 高額課金トラブル

子どもが何も気づかずにスマホゲームの課金対象のものを買ってしまって高額請求を受けるケースがあります。

⑥ 個人情報の漏えい

個人情報の流出からトラブルに発展することが多々あります。本名や住所、本人画像などは不用意に投稿しないように注意が必要です。

⑦ 違法アップロードとダウンロード

著作権のある動画や画像をうっかりアップロードしたり、違法にアップロードされた動画であることを知りながらダウンロードすることは犯罪です。

⑧ ながらスマホ

スマホを見ながら自転車を運転中に交通事故を起こすケースが多発しています。歩行者との事故によって有罪判決が言い渡されたケースもあります。

SNSを利用する際には、次のようなルールに基づいた利用を心がけましょう。

1. フィルタリングをする。
2. LINEやメールの返事がなくても苛つかない。
相手の時間も尊重しよう。
3. 悪口を書かない。悪口に参加しない。
4. SNS等への不用意な投稿をしない。
個人情報を絶対に教えない。
写真なども送らない。
5. 歩行中や自転車乗車中は使用しない。
6. トラブルになった時は、保護者や先生に相談する。



小松島市青少年健全育成センター

電話・FAX (0885) 32-1398

電話相談 (0885) 32-5560

(なんでも相談ください。秘密は守ります。)